令和７年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：かずさ水道広域連合企業団

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	１０１．３％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	６３．９％
全職員	８９．１％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	― ％
本庁課長相当職	― ％
本庁課長補佐相当職	１０１．５％
本庁係長相当職	１０１．７％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	― ％
３１～３５年	９３．７％
２６～３０年	― ％
２１～２５年	８９．０％
１６～２０年	― ％
１１～１５年	１００．３％
６～１０年	９１．３％
１～５年	１０４．０％

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】
・扶養手当、住居手当については、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多いため、相対的に男性の給与額が高くなる傾向にある。
（扶養手当：男性 100%、女性 0%　住居手当：男性 85.1%、女性 14.9%）
・【任期の定めのない常勤職員以外の職員】
男女の給与に大きな差異が出ている主な要因として、相対的に賃金水準の高い再任用職員における男性職員の割合が高くなっていることが要因である。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。